第一九八五号　山口　芳孝　香川県　平成二十七年二月六日
第一九八六号　恩田　裕治　東京都　平成二十七年二月六日
第一九八七号　猪野木哲二　千葉県　平成二十七年二月六日
第一九八八号　佐古　俊明　神奈川県　平成二十七年二月六日
第一九八九号　菅原　孔誌　広島県　平成二十七年二月六日
第一九九〇号　赤松　健康　愛媛県　平成二十七年二月六日
第一九九一号　古崎　洋志　東京都　平成二十七年二月六日
第一九九二号　濱田　俊秀　千葉県　平成二十七年二月六日
第一九九三号　栖原　陽一　石川県　平成二十七年二月六日
第一九九四号　楠元　達也　神奈川県　平成二十七年二月六日
第一九九五号　三品　衛　岐阜県　平成二十七年二月六日
第一九九六号　本間　徹　東京都　平成二十七年二月六日
第一九九七号　土井　幹郎　香川県　平成二十七年二月六日
第一九九八号　西村　光司　兵庫県　平成二十七年二月六日
第一九九九号　杉山　昌弘　兵庫県　平成二十七年二月六日
第二〇〇〇号　谷　一成　大阪府　平成二十七年二月六日
第二〇〇一号　三須　吉彦　滋賀県　平成二十七年二月六日
第二〇〇二号　立花　泰紀　岡山県　平成二十七年二月六日
第二〇〇三号　矢野　高徳　兵庫県　平成二十七年二月六日
第二〇〇四号　岩本　利幸　大阪府　平成二十七年二月六日
第二〇〇五号　平峰　真樹　鹿児島県　平成二十七年二月六日
第二〇〇六号　高濱　洋嘉　熊本県　平成二十七年二月六日

○国土交通省告示第二百六十六号

大分川ダムの建設に関する基本計画（昭和六十三年十二月二十三日建設省告示第二千四百五十八号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十七年二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

6(1)中「約967億円」を「約995億円」に改める。

7中「平成29年度」を「平成31年度」に改める。

○国土交通省告示第二百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オタルマセタベツ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和六十三年建設省告示第千六百号で指定した同号三十三に掲げる土地の境界線及び平成三年建設省告示第三十九号で指定した同号二十五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道留萌市浜中町

八五番一　一号及び二号

一四八番五　三号

六五一番五　四号

一六〇番六　五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

羽幌駅ウラの沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道苫前郡羽幌町緑町

八六番一八　一号

北海道苫前郡羽幌町南町

九四番　二号

五六番　三号

九七番　五号

五三番　六号から八号まで及び十号から十三号まで

五四番　九号

北海道苫前郡羽幌町寿町

二八六番三　四号

東京湾水先区
東京湾水先区
東京湾水先区
東京湾水先区
東京湾水先区
東京湾水先区
東京湾水先区
東京湾水先区
大阪湾水先区
大阪湾水先区
内海水先区
内海水先区
関門水先区
博多水先区
細島水先区

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

雄忠志内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十二年建設省告示第千七百八十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内

国有林一〇一林班は小班　一号

国有林一二三林班ほ小班　二号

国有林一二三林班い小班　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を昭和四十二年建設省告示第千七百八十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内

国有林一二三林班い小班　四号

国有林一二三林班ほ小班　五号及び六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大曲の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道網走市新町三丁目

一〇一番二　一号及び十六号

一〇一番一　二号及び十五号

北海道網走市字天都山

九〇番一　三号、十三号及び十四号

四四番一　四号及び五号

八八番一　六号及び九号

八七番一　七号及び八号

八九番一　十号

九〇番一六　十一号及び十二号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

緑ヶ丘の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道北見市緑ヶ丘四丁目

三八番一　一号から三号まで及び十一号から二十一号まで

三六番一〇　四号から七号まで

三六番一二　八号及び九号

三七番二　十号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

刺牛一号川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十年建設省告示第千百三十五号で指定した同号十三に掲げる土地の区域を除く。）

北海道白糠郡白糠町刺牛二丁目

三番三地先国有地　一号

北海道白糠郡白糠町刺牛

一三五番一　二号から六号まで

四番四　七号

北海道白糠郡白糠町刺牛三丁目

四番三　八号

四番二　九号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オンネアベアキ沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和四十一年建設省告示第三千百二十号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道釧路市音別町音別

三八番一　一号及び二号

四〇番一　三号及び四号

○環境省告示第二十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月二十五日

環境大臣　望月　義夫

一　秩父多摩甲斐国立公園

公園事業の名称及び種類　路線

軍道大岳山線道路（歩道）　起点―東京都あきる野市（軍道）

終点―東京都あきる野市及び東京都西多摩郡奥多摩町（つづら岩・歩道合流点）

起点―東京都西多摩郡檜原村（八割・歩道分岐点）

終点―東京都西多摩郡檜原村及び同郡奥多摩町（大岳山・歩道合流点）